

双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金交付要綱

令和7年3月25日

要綱第4号

(目的)

第1条 町は、町内において生活関連サービスを提供する事業者における営業開始初期の従業員の確保及び経営の安定化を図るため、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和41年双葉町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付により、町内における商業を中心とした賑わいの創出及び今後のさらなる住民の帰還促進に寄与することを目的とする。

(補助事業等)

第2条 この要綱における補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）は、生活関連サービスを提供する事業者が、双葉駅東地区商業施設の設置及び管理に関する条例（令和7年双葉町条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1号に定める店舗棟（以下「店舗棟」という。）において行う営業活動とする。

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者等」という。）は、店舗棟を使用し、営業活動を行う者とする。

2 次に掲げる者は補助事業者等としないものとする。

(1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

(2) 双葉町暴力団排除条例（平成26年双葉町条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第3号に規定する暴力団員等の統制の下にある者

(3) 法人又は団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 市区町村税に未納がある者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、店舗棟にお

いて従事した従業員の人件費とする。

2 補助金の額の単価は、次のとおりとする。

(1) 医薬品登録販売者である従業員の人件費：時給相当額／時間

(2) 医薬品登録販売者でない従業員の人件費：500円／時間

3 補助金の額は、前項で定めた単価に店舗棟における従業員の勤務時間を乗じた額とする。

4 前項における勤務時間は、補助事業者等が定めた店舗棟の営業時間の範囲内であって、従業員の休憩時間を除いた時間とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項及び第2項にある申請書及び添付書類は、双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業等に係る収支予算書の添付は、これを省略する。

3 前項の補助金の交付の申請は、会計年度ごとに行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の10分の2以内の減額を行うこと。

(2) 補助金交付申請額の変更を伴わない事業費の増額を行うこと。

(3) 事業の目的に影響を及ぼさない範囲内で変更を行うこと。

2 規則第6条第1項第5号に規定するその他別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 第4条第2項第1号に定める単価を変更する場合、速やかに町長の承認を受けるべきこと。

(2) その他の法令及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助事業等の内容の変更等)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金事業計画変更(中止・廃止)承認申請

書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をする場合、双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（兼補助金交付決定変更通知書）（様式第4号）によることとし、必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

（状況報告）

第9条 補助事業者等は、補助事業等の遂行及び支出状況について町長の請求があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条に規定する報告は、双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

- 2 前項の報告は、補助事業等の完了の日又は第8条の規定による廃止の承認を受けた日から15日を経過した日若しくは補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 規則第14条に規定する通知は、双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金確定通知書（様式第6号）によるものとする。

- 2 町長は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返納を命じるものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条により交付すべき額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に町長が必要であると認める場合には、概算払をすることができるものとし、その額は補助金交付決定額以内の額とする。

- 2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、双葉駅東地区商業施設従業員確保事業補助金精算（概算）払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助対象期間）

第13条 本事業による補助対象期間は、商業施設の使用許可の開始日の属する月から5年を超えない期間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、双葉町補助金交付要綱（昭和41年双葉町告示第5号）によるほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。